

【検討委員会報告案】**神奈川県犯罪被害者等支援条例の見直しについて****1 見直しの必要性**

神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）は、平成 21 年 4 月に制定され、10 年が経過しようとしている。条例は、附則において、5 年を経過するごとに、見直しを行うものとされており、平成 31 年度が 10 年を経過した年となるため、検討委員会での検討事項として、条例についても見直した。

2 見直しの結果について

条例の各条文について検討したところ、いずれも必要な条文であることが認められた。

また、条例の規定が無いことによって、支援・施策が不足しているという点も見当たらなかった。

ただし、条例には「二次被害」という文言やその定義規定はなく、この点について、検討したところ、「二次被害」の文言とその定義規定を新たに条例に盛り込む必要があると考える。

(1) 二次被害の現状について

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることも少なくない。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題である。

被害者等の犯罪被害からの立ち直りを阻害する要因として、犯罪そのものからもたらされる被害とは区別して、二次被害がある。二次被害を起こさないことは、県民の責務であると同時に、二次被害が起こらない地域社会を作ることは県の責務でもある。

(2) 現行の二次被害に係る条例の規定について

条例の制定当時、「二次被害」の文言は、一般に、コンセンサスを得られておらず、犯罪被害者基本法において用いられている表現と同様の表現としていた。

平成16年に制定された犯罪被害等基本法第5条に規定する国民の責務では、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する（略）責務を有する」と規定している。

本県の条例でも、基本理念を定めた第3条においては、「犯罪被害者等が置かれている状況への理解を深め、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう十分配慮し」といった表現とし、県民の責務を規定した第5条でも、「県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。」と規定している。

こうした現行の規定ぶりでも、二次被害について読み込んだうえで、二次被害防止対策が講じられている。

(3) 県における二次被害に関する施策について

現行の第2期計画において、二次被害という文言を書き込み、県民への理解促進講座等を通じて、二次被害防止についても伝えていくこととしている。

また、早期に被害者支援に精通した弁護士による法律相談を実施しており、被害者等が当該弁護士をマスコミの対応を含めた刑事事件の代理人として委任することが多い。

弁護士が代理人としてマスコミ等に対応することにより、過剰な報道やプライバシー侵害、誹謗中傷等に対する一定の抑止効果が働くとともに、万が一、インターネット等でプライバシーの侵害や誹謗中傷がなされた場合であっても、被害を最小限度にとどめるため、適切なアドバイスを得られる環境が作り出されている。

こうしたことから、現行、二次被害防止のために実効性のある支援・施策が行われていると認められる。

(4) 「二次被害」の文言を加えることや定義規定を追加する意義について

「二次被害」の文言を加えることや定義規定を追加することによって、

- ① 二次被害の説明が不要となり、対策がより取りやすくなること
- ② 県として二次被害を防止するという姿勢をより強く打ち出せること
- ③ 県内市町村が条例等を検討する際の参考となること

などから、神奈川県犯罪被害者等支援条例において、二次被害の定義規定等を条例に設けることは有意義であると考えられる。